

第12期

定時株主総会 及び普通株主様 による種類株主総会 招集ご通知



日時

2021年6月24日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時より)



場所

山形県鶴岡市本町一丁目9番7号
荘内銀行本店 荘銀本店ホール

第12期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会会場は鶴岡市となっております。会場が昨年と異なりますので、間違えないようご注意ください。



議決権行使期限

2021年6月23日(水曜日)午後5時まで

○新型コロナウイルス感染防止へ向けた本株主総会における当社の対応につきまして、5頁に記載しておりますので、株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

○昨年より、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただいております。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第12期定時株主総会及び普通株主
様による種類株主総会招集ご通知 …… 3

(株主総会参考書類)

<定時株主総会>

第1号議案 株式併合の件 …… 8
第2号議案 定款一部変更の件 …… 11
第3号議案 取締役11名選任の件 …… 15

<普通株主様による種類株主総会>

第1号議案 株式併合の件 …… 23
第2号議案 定款一部変更の件 …… 23

(添付書類)

第12期事業報告 …… 25
連結計算書類 …… 46
計算書類 …… 48
監査報告書 …… 50

フィデアホールディングス株式会社

証券コード 8713

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、日頃より、荘内銀行、北都銀行をはじめ、フィデア情報総研、フィデアリース、フィデアカード、フィデアキャピタルなど、グループ各社に格別のご支援ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、この度の新型コロナウイルスの影響を受けている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

2021年4月、フィデアグループとして荘内銀行及び北都銀行に共通の新しい経営理念「一人ひとりの情熱と知恵と挑戦で、東北を幸せと希望の産地にします。」を制定いたしました。

荘内銀行と北都銀行が県境をまたがる経営統合によりフィデアグループとしてスタートして以来、10年以上が経過いたしました。この間に、人口減少及び高齢化の進展、東日本大震災からの復興、コロナ禍によるニューノーマル（新常态となる生活様式）の浸透など、社会環境は不連続的に絶えず変化してまいりました。また、マイナス金利環境の長期化、異業種参入による競争環境の変化など、地方銀行を取り巻く経営環境も厳しさを増しています。このような中で、昨年より、若手・中堅行員のプロジェクトチーム、そして役員及び取締役会などにより、フィデアグループの次の10年につながるミッションやバリュー、ビジョンについて議論した内容をもとに、理想とする姿、目指すべき姿を経営理念に表しました。

私たちは、様々な課題を抱えているこの愛する東北を再び輝かせるために、持ち得る最高の知恵を出し合い、情熱と挑戦の姿勢を共有し、目の前のお客さまの未来をより良くするために、考え行動してまいります。

2020年度より第4次中期経営計画をスタートし、これまで以上に、お取引先に寄り添い、ニーズや課題にお応えするコンサルティング営業に取り組んでいます。感染拡大を乗り越えるための資金繰り支援にとどまらず、コロナ後を見据えたソリューションのご提案を実践し、お客さまの成長と地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

株主の皆さまには、引き続き、ご支援ご愛顧賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

フィデアホールディングス株式会社
取締役兼代表執行役社長 田尾 祐一



一人ひとりの情熱と知恵と挑戦で、 東北を幸せと希望の産地にします。

東北に誇りを持つ。東北で暮らすことが憧れになる。
そんな未来を、一人ひとりのアイデアとアクションで
生み出していきます。広げていきます。

東北に根差して、東北の人たちと育む新しい価値を
人々へ、世の中へ。

もう、何気なく夢見るだけでは、つくりたい未来には届かない。
大切なのは行動すること。
地域のいちばんのファンとして、サポーターとして、
いつだって同じ目線に立ちながら。
ときには金融機関らしくない、思い切ったチャレンジも取り入れて。

一人ひとりが、考えます。動きます。
世界のどこよりも幸せと希望が実る、
東北の未来のために、いま。

行動指針 Future 7

- 前例にとらわれず、決して立ち止まらず、常に新しいことに挑み続けます。
- お客様の夢を自分ごとにし、実現のために情熱をもって考え、動きます。
- 向上心・探究心・好奇心を心掛け、常に自らをアップデートしていきます。
- 高水準のコンサルティングで、地域に幅広い知見とアイデアを提供します。
- 一人ひとりを尊重し、個々の成長や挑戦を後押しできる組織を目指します。
- よく聞き、よく話す、声が闊達に飛び交う風通しのよい職場をつくります。
- 法令遵守と高い倫理観に基づき、地域の一員として責任ある行動をします。

証券コード 8713
2021年6月1日

株 主 各 位

宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
フィデアホールディングス株式会社
取締役兼 田尾 祐一
代表執行役社長

第12期定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会には、第1号議案として「株式併合の件」を、第2号議案として「定款一部変更の件」をそれぞれ議案として上程いたしますが、これらの議案につきましては、会社法第322条第1項第1号及び第2号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただきますことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付午前9時より）
2. 場 所 山形県鶴岡市本町一丁目9番7号
荘内銀行本店 荘銀本店ホール

本年の第12期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会会場は鶴岡市となっております。末尾の本株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

- ・ 第12期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会につきましては、山形県鶴岡市で開催し、宮城県仙台市、山形県山形市及び秋田県秋田市を中継会場といたします。
- ・ **中継会場では、本会場の模様をスクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主の権利のご行使はできません。**
- ・ ご来場の際は、末尾の本株主総会会場ご案内図及び中継会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

3. 会議の目的事項

<定時株主総会>

- 報告事項**
- 第12期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第12期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
 第2号議案 定款一部変更の件
 第3号議案 取締役11名選任の件

<普通株主様による種類株主総会>

- 第1号議案 株式併合の件
 第2号議案 定款一部変更の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ インターネットによる開示について
 次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
- ① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」「特定完全子会社に関する事項」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 当社ホームページアドレス
<http://www.fidea.co.jp/>
- なお、これらの事項は、監査委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.fidea.co.jp/>) に修正後の内容を掲載させていただきます。
- ◎ 当日当社では、軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染防止に向けた本株主総会における当社の対応につきまして、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

《株主さまへのお願い》

- ・株主の皆さまにおかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、書面又はインターネット(※)による方法もごございますので、積極的なご利用をお願いいたします。
(※)昨年より「スマート行使」を採用しております。7頁をご参照お願いいたします。

《ご来場される株主さまへのお願い》

- ・本会場、中継会場ともに、会場入口付近で検温を実施させていただきます。なお、計測の結果37.5度以上の発熱が確認された方や、体調不良とお見受けされる方につきましては、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の株主さまにおかれましては、受付に設置しておりますアルコール消毒液の使用をお願いいたします。また、マスクを着用いただきご来場及びご出席下さいますようお願い申し上げます。
- ・株主さま同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数が確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間でを行う予定でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

《当社の対応について》

- ・当社役員および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で参加することといたします。
- ・受付のほか会場内各所にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・当社役員につきましては、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます。

以上、時節柄ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。なお、今後の状況変化によっては上記の内容を更新いたしますので、適宜当社ホームページ (<http://www.fidea.co.jp/>)にてご確認をお願いいたします。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。(ご捺印は不要です。)

日時 2021年6月24日 (木曜日) **午前10時 (受付開始：午前9時)**

場所 **荘内銀行本店 荘銀本店ホール**
(末尾の「本株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

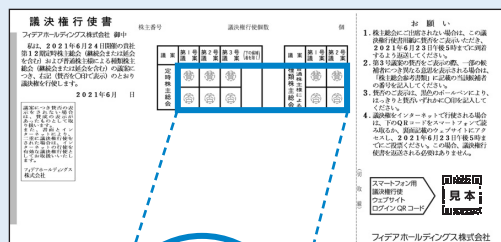
書面 (郵送) で議決権を行使される場合



株主総会における議決権は、株主の皆さまに当社の経営にご参加いただく重要な権利です。株主総会にご出席されず、郵送による議決権行使をされる場合は、同封の「議決権行使書」をご返送ください。議案の内容は株主総会参考書類 (8頁~24頁)をご参照ください。

行使期限 2021年6月23日 (水曜日) **午後5時到着分まで**

議決権行使書のご記入方法



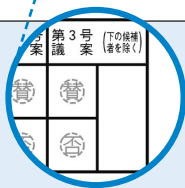
■ 定時株主総会議案

賛成の場合 賛の欄に○印
反対の場合 否の欄に○印

(第3号議案につきまして、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号を隣の空欄にご記入ください。)

■ 普通株主様による種類株主総会議案

賛成の場合 賛の欄に○印
反対の場合 否の欄に○印



こちらに各議案の賛否をご記入ください。

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン等から議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月23日 (水曜日) **午後5時まで**

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社丹ソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



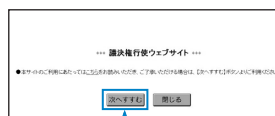
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

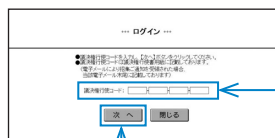
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

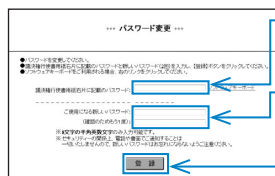
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 併合の目的

当社の普通株式の発行済株式総数は、2021年3月31日現在で181,421,226株となっており、東京証券取引所市場第一部の上場企業や東京証券取引所に上場している同業他社と比べ多い状態にあります。当社の普通株式の現在の株価水準も、株価は124円、投資単位は12,400円（2021年5月13日現在）であり、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を大きく下回っております。当社のこのような普通株式の株価の水準に照らしますと、株価変動の最低単位である1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、株主及び一般投資家の皆様への影響は小さくないものと認識しております。当社といたしましては、これらの状況を改善するため、株式併合を実施することといたしたく存じます。

本株式併合により、併合後の普通株式の株価水準としても、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である5万円以上50万円未満の範囲内に収まることが見込まれるとともに、1株当たりの諸指標（利益、純資産額等）や株価についても、他社との比較が容易になることも期待されます。また、当社は、配当政策としては、グループの中核事業である銀行業をはじめとした各種事業の公共性を鑑み、長期的視野に立った経営基盤の確保に努めながら、株主の皆様に対し安定的な配当を行うことを基本方針としており、当社といたしましては、公的資金の早期返済を展望しながら業績を踏まえた内部留保の積み上げに努めるとともに、筋肉質な経営体質への転換、安定的な配当の維持に取り組んでまいりたいと考えております。本株式併合を実施することで、1株当たりの配当金について、より細かな設定をすることが可能になり、株主還元施策の実施の柔軟性が高まるものと考えます。

2. 株式併合の内容

(1) 併合の割合

当社普通株式及びB種優先株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条の定めに基づき、売却又は買取りを実施し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

2021年10月1日

(3) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

当社の発行可能株式総数は6,300万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は5,600万株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は700万株といたします。

(4) その他

本株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、並びに、2021年6月24日開催予定の普通株主様による種類株主総会及びB種優先株主様による種類株主総会において、本株式併合に関する議案及び第2号議案に係る定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

<ご参考>

(1) 併合により減少する株式数

① 普通株式

併合前の発行済種類株式総数 (2021年3月31日現在)	181,421,226株
併合により減少する株式数	163,279,104株
併合後の発行済種類株式総数	18,142,122株

② B種優先株式

併合前の発行済種類株式総数 (2021年3月31日現在)	25,000,000株
併合により減少する株式数	22,500,000株
併合後の発行済種類株式総数	2,500,000株

(2) 併合後の発行可能種類株式総数

併合前の発行可能種類株式総数 (2021年3月31日現在)		併合後の発行可能種類株式総数 (2021年10月1日現在)	
普通株式	560,000,000株	普通株式	56,000,000株
B種優先株式	70,000,000株	B種優先株式	7,000,000株
合計	630,000,000株	合計	63,000,000株

(3) 併合により減少する株主数（普通株式）

2021年3月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	26,876名（100.00%）	181,389,502株（100.00%）
10株未満所有株主	1,640名（6.10%）	3,804株（0.002%）
10株以上100株未満所有株主	1,414名（5.26%）	55,459株（0.03%）
100株以上1,000株未満所有株主	12,069名（44.91%）	3,659,246株（2.02%）
1,000株以上所有株主	11,753名（43.73%）	177,670,993株（97.95%）

※自己株式31,724株、1名は控除しております。

上記の株主構成を前提にすると、本株式併合により、10株未満の株式を所有されている株主様1,640名は株主の地位を失うことになります。

また、所有株式100株以上1,000株未満の株主様12,069名は新たに単元未満株式のみの所有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。

上記のような当社の単元未満株式を所有することとなる株主様は、会社法第194条第1項並びに当社定款第9条及び第10条の規定により、株主様が所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数までの株式を売り渡すことを請求することができます。また、同法第192条第1項及び当社定款第9条の規定により、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株式併合に係る定款変更について

第1号議案「株式併合の件」にかかる株式併合による普通株式及びB種優先株式の発行済株式数の減少等を踏まえ、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

(2) A種優先株式に係る条文の削除について

当社A種優先株式につきましては、自己株式として取得の上、2010年12月22日に消却を完了していることから、A種優先株式に関する条文について削除及び修正を行うものです。

(3) 効力発生日に係る附則について

本定款変更は、株式併合の効力発生日である2021年10月1日をもって、その効力を生じるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、同附則は、本株式併合の効力発生をもって、これを削除することといたします。

(4) 定款変更の効力について

本定款変更の効力は、第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されること、並びに、2021年6月24日開催予定の普通株主様による種類株主総会及びB種優先株主様による種類株主総会において、本株式併合に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数)	第2章 株式 (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 650,206,500株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 63,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。
普通株式 560,000,000株	普通株式 56,000,000株
A種優先株式 20,206,500株	(削除)
B種優先株式 70,000,000株	B種優先株式 7,000,000株
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の各種類の株式の単元株式数は、次のとおりとする。	第8条 当社の各種類の株式の単元株式数は、次のとおりとする。
普通株式 100株	普通株式 100株
A種優先株式 100株	(削除)
B種優先株式 100株	B種優先株式 100株

現行定款	変更案
<p>第2章の2 A種優先株式 (<u>剰余金の配当</u>) 第12条の2 当社は、A種優先株式については、<u>剰余金の配当を行わない。</u></p>	<p>(<u>削除</u>) (<u>削除</u>)</p>
<p>(<u>剰余財産の分配</u>) 第12条の3 当社は、当社の解散に際して剰余財産を分配するときは、<u>A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて、A種優先株式1株あたり、金493円を支払う。</u> ② <u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項に定めるもののほか剰余財産の分配を行わない。</u></p>	<p>(<u>削除</u>)</p>
<p>(<u>議決権</u>) 第12条の4 <u>A種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を有しない。</u></p>	<p>(<u>削除</u>)</p>
<p>(<u>株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等</u>) 第12条の5 当社は、法令に定める場合を除き、<u>A種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当社は、A種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>	<p>(<u>削除</u>)</p>

現行定款	変更案
<p>第2章の<u>3</u> B種優先株式 (B種優先配当金)</p> <p>第12条の<u>6</u> 当社は、第44条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載または記録された<u>B種優先株主またはB種優先登録株式質権者</u>に対し、<u>普通株主および普通登録株式質権者</u>に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるB種優先配当率(以下「<u>B種優先配当率</u>」という。)を乗じて算出した額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭(以下「<u>B種優先配当金</u>」という。)の配当をする。B種優先配当率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して次条に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>第2章の<u>2</u> B種優先株式 (B種優先配当金)</p> <p>第12条の<u>2</u> 当社は、第44条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「<u>B種優先株主</u>」という。)または<u>B種優先株式の登録株式質権者</u>(以下「<u>B種優先登録株式質権者</u>」という。)に対し、<u>普通株式を有する株主</u>(以下「<u>普通株主</u>」という。)および<u>普通株式の登録株式質権者</u>(以下「<u>普通登録株式質権者</u>」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるB種優先配当率(以下「<u>B種優先配当率</u>」という。)を乗じて算出した額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭(以下「<u>B種優先配当金</u>」という。)の配当をする。B種優先配当率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して次条に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(B種優先中間配当金) 第12条の<u>7</u> (条文省略)</p> <p>(残余財産の分配) 第12条の<u>8</u> 当社は、残余財産を分配するとき は、B種優先株主またはB種優先登録株式質 権者に対し、普通株主および普通登録株式質 権者に先立ち、<u>A種優先株主またはA種優先 登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式 1株につき、B種優先株式1株当たりの払込 金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行 に先立って取締役会の決議によって定める 額の金銭を支払う。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>(議決権) 第12条の<u>9</u> (条文省略)</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権) 第12条の<u>10</u> (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項) 第12条の<u>11</u> (条文省略)</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項) 第12条の<u>12</u> (条文省略)</p> <p>(株式の分割または併合および株式無償割当 て) 第12条の<u>13</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(B種優先中間配当金) 第12条の<u>3</u> (現行どおり)</p> <p>(残余財産の分配) 第12条の<u>4</u> 当社は、残余財産を分配するとき は、B種優先株主またはB種優先登録株式質 権者に対し、普通株主および普通登録株式質 権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B 種優先株式1株当たりの払込金額相当額を 踏まえてB種優先株式の発行に先立って取 締役会の決議によって定める額の金銭を支 払う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(議決権) 第12条の<u>5</u> (現行どおり)</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権) 第12条の<u>6</u> (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項) 第12条の<u>7</u> (現行どおり)</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項) 第12条の<u>8</u> (現行どおり)</p> <p>(株式の分割または併合および株式無償割当 て) 第12条の<u>9</u> (現行どおり)</p> <p>附則 <u>(定款一部変更の効力発生日)</u> 1. <u>第6条、第8条及び第12条の2から第12条 の13までの定款の変更は、2021年10月1日 をもってその効力が発生するものとする。</u> なお、本項は、<u>かかる効力発生の時をもって これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役11名選任の件

現取締役10名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性		
1	田尾 祐一	取締役兼代表執行役社長	再任		
2	伊藤 新	取締役	再任		
3	富樫 秀雄		新任		
4	西堀 利	社外取締役兼取締役会議長 指名委員会委員長、報酬委員会委員 リスク委員会委員	再任	社外	独立 役員
5	小川 昭一	社外取締役 監査委員会委員	再任	社外	独立 役員
6	福田 恭一	社外取締役 報酬委員会委員長、指名委員会委員 リスク委員会委員	再任	社外	独立 役員
7	堀 裕	社外取締役 指名委員会委員、報酬委員会委員	再任	社外	独立 役員
8	近野 博	社外取締役 監査委員会委員	再任	社外	独立 役員
9	布井 知子	社外取締役 監査委員会委員、リスク委員会委員	再任	社外	独立 役員
10	廣瀬 渉		新任	社外	独立 役員
11	甲斐 文朗		新任	社外	独立 役員

候補者
番号 1た お ゆう いち
田 尾 祐 一

再任

(1959年2月11日生)

所有する当社の普通株式数… 92,900株
取締役在任年数… 5年

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	(株)富士銀行入行	2012年4月	みずほ総合研究所(株)代表取締役副社長
2002年10月	(株)みずほ銀行長野中央支店長	2016年4月	フィデアホールディングス(株)顧問
2003年11月	同行長野支店長兼長野中央支店長	2016年6月	(株)荘内銀行取締役(非常勤)
2005年2月	同行四谷支店長	2016年6月	(株)北都銀行取締役(非常勤)
2007年2月	同行青山支店長	2016年6月	フィデアホールディングス(株)取締役兼代表執行役社長(現職)
2008年10月	同行青山支店青山法人部長	2019年6月	(株)荘内銀行取締役会長(非常勤)
2009年4月	同行執行役員支店部長	2020年4月	同行代表取締役頭取(現職)
2011年4月	同行常務執行役員		

■取締役候補者とした理由

これまで株式会社みずほ銀行常務執行役員、みずほ総合研究所株式会社代表取締役副社長を歴任。2016年より当社取締役兼代表執行役社長、2020年4月からは株式会社荘内銀行代表取締役頭取を兼務し、金融業界における経験と経営に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため取締役候補者となりました。

■特別の利害関係

田尾祐一氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号 2い とう
伊 藤あらた
新

再任

(1961年7月22日生)

所有する当社の普通株式数… 72,300株
取締役在任年数… 2年

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	(株)日本債券信用銀行入行	2016年6月	同行常務取締役
1991年7月	(株)羽後銀行入行	2017年4月	フィデアホールディングス(株)常務執行役
2004年2月	(株)北都銀行八橋支店長	2018年4月	(株)北都銀行取締役常務執行役員
2005年9月	同行秋田西支店長	2018年6月	同行取締役専務執行役員
2006年7月	同行仁賀保支店長	2018年6月	フィデアホールディングス(株)専務執行役
2008年7月	同行経営企画部長	2019年4月	(株)北都銀行代表取締役頭取(現職)
2012年11月	(株)ミナミ保険 代表取締役社長	2019年6月	フィデアホールディングス(株)取締役(現職)
2014年6月	(株)北都銀行執行役員横手支店長		

■取締役候補者とした理由

当社執行役及び株式会社北都銀行取締役として、営業関連部門を統括する立場に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、株式会社北都銀行代表取締役頭取としての経験を通じ、経営に関する豊富な知見も有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

■特別の利害関係

伊藤新氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号

とがしひでお
3 富樫秀雄

新任

(1957年8月16日生)

所有する当社の普通株式数… 83,080株
取締役在任年数… 一年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	(株)荘内銀行入行	2017年6月	フィデアホールディングス(株)常務執行役
2003年7月	同行資金証券部長	2018年4月	(株)荘内銀行取締役常務執行役員
2010年6月	同行執行役員資金証券部長	2020年4月	同行取締役専務執行役員
2014年6月	同行常務執行役員資金証券部長	2020年4月	フィデアホールディングス(株)専務執行役
2016年6月	同行常務取締役兼常務執行役員資金証券部長	2021年4月	(株)荘内銀行取締役(現職)
2017年6月	同行常務取締役兼常務執行役員	2021年4月	フィデアホールディングス(株)理事(現職)

■ 取締役候補者とした理由

当社執行役及び株式会社荘内銀行取締役として長年に渡る有価証券運用および営業店の担当役員として、豊富な経験を有しております。同氏の、その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等が期待できるため、取締役候補者としてしました。

■ 特別の利害関係

富樫秀雄氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号

にし ぼり さとる
4 西堀利

再任

社外

独立
立員

(1953年3月2日生)

所有する当社の普通株式数… 51,300株
取締役在任年数… 6年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	(株)富士銀行入行	2011年6月	みずほフィナンシャルグループ顧問
2002年4月	(株)みずほコーポレート銀行執行役員財務企画部長	2015年6月	フィデアホールディングス(株)取締役(社外)
2002年12月	同行執行役員財務・主計グループ・シニアコーポレートオフィサー	2016年6月	(株)荘内銀行取締役(非常勤)(現職)
2004年6月	(株)みずほフィナンシャルグループ常務取締役財務・主計グループ長	2016年6月	フィデアホールディングス(株)取締役兼取締役会議長(社外)(現職)
2008年4月	(株)みずほ銀行取締役副頭取	2017年6月	(株)北都銀行取締役(非常勤)(現職)
2009年4月	同行取締役頭取	2017年9月	(株)みずほ銀行顧問
2009年6月	(株)みずほフィナンシャルグループ取締役	2019年4月	(株)みずほフィナンシャルグループ名誉顧問(現職)

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西堀氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社みずほフィナンシャルグループ常務取締役財務・主計グループ長、株式会社みずほ銀行取締役頭取を歴任されており、同氏の経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけることを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、取締役会議長として監督機能の実効性向上に貢献していただくほか、指名委員会委員長や報酬委員会委員、リスク委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、リスクガバナンスに関する決定や監督等に対し、客観的かつ中立的立場で関与していただく予定であります。

■ 特別の利害関係

西堀利氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号5 おがわ しょう いち
小川 昭 一

再任

社外

独立
役員

(1945年5月16日生)

所有する当社の普通株式数…
取締役在任年数……………一株
5年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年4月	日本銀行入行	2009年10月	(株)池田泉州ホールディングス取締役
1990年5月	同行審査役	2010年5月	(株)池田泉州銀行代表取締役副頭取
1995年6月	(株)池田銀行取締役	2011年6月	同行顧問
1995年10月	同行常務取締役	2015年6月	(株)NSD取締役(社外)
2000年5月	同行専務取締役	2016年6月	フィデアホールディングス(株)取締役 (社外)(現職)
2002年6月	同行代表取締役専務		
2005年6月	同行代表取締役副頭取		

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小川氏を社外取締役候補者とした理由は、日本銀行審査役、株式会社池田泉州ホールディングス取締役、株式会社池田泉州銀行代表取締役副頭取を歴任されており、同氏の経営者としての豊富な経験や高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、監査委員会委員として業務執行の妥当性や効率性等に対し客観的かつ中立的立場で関与していただく予定であります。

■ 特別の利害関係

小川昭一氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号6 ふく だ きょう いち
福田 恭 一

再任

社外

独立
役員

(1949年5月7日生)

所有する当社の普通株式数…
取締役在任年数……………一株
5年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年4月	安田生命保険相互会社入社	2005年4月	同社常務執行役員
1994年4月	同社蒲田支社長	2006年4月	同社副社長執行役員
2000年4月	同社経営企画部部長	2006年7月	同社取締役執行役員副社長
2001年4月	同社経営企画部長	2012年7月	明治安田損害保険(株)代表取締役社長
2002年7月	同社取締役経営企画部長	2014年4月	明治安田生命保険相互会社顧問
2003年4月	同社取締役企画部長	2016年6月	フィデアホールディングス(株)取締役 (社外)(現職)
2004年1月	明治安田生命保険相互会社取締役法人業務 部長	2018年6月	(株)荘内銀行取締役(非常勤)(現職)

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

福田氏を社外取締役候補者とした理由は、明治安田生命保険相互会社取締役執行役員副社長、明治安田損害保険株式会社代表取締役社長を歴任されており、同氏の経営者としての豊富な経験や高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会委員長や指名委員会委員、リスク委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、リスクガバナンスに関する決定や監督等に対し、客観的かつ中立的立場で関与していただく予定であります。

■ 特別の利害関係

福田恭一氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号

7
ほり
堀

ゆたか
裕

再任

社外

独立
役員

所有する当社の普通株式数…
取締役在任年数……………

一株
5年

(1949年10月5日生)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）	2010年 4月	内閣府・公益認定等委員会委員
1989年12月	堀裕法律事務所（現 堀総合法律事務所） 代表弁護士（現職）	2016年 3月	J U K I(株)取締役（社外）（現職）
1999年 6月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科講師	2016年 6月	フィデアホールディングス(株)取締役 （社外）（現職）
2004年 4月	千葉大学理事・副学長・経営協議会委員 （現職）	2017年 8月	(株)パソナグループ取締役（社外）
2005年 3月	千葉大学法科大学院（ロースクール）客員 教授		

■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

堀氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた豊富な経験と法務全般への高い識見を有しており、同氏の豊富な経験や高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会委員や報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的立場で関与していただく予定であります。

■特別の利害関係

堀裕氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号

8
この
近野

ひろし
博

再任

社外

独立
役員

所有する当社の普通株式数…
取締役在任年数……………

一株
1年

(1947年5月25日生)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4月	デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ会計 事務所	2007年 6月	アキレス株式会社 監査役（社外）
1974年 1月	クローバー公認会計士共同事務所	2011年 2月	近野博公認会計士事務所（現職）
1976年 6月	秀和公認会計士共同事務所	2020年 6月	フィデアホールディングス(株)取締役 （社外）（現職）

■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

近野氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として豊富な経験を有しているほか、アキレス株式会社の社外監査役も長年経験されており、その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、監査委員会委員として業務執行の妥当性や効率性等に対し客観的かつ中立的立場で関与していただく予定であります。

■特別の利害関係

近野博氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号ぬの い とも こ
9 布井 知子再任 社外 独立員
(1951年1月29日生)所有する当社の普通株式数… 一株
取締役在任年数… 1年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年2月	Paribas(London)Capital Markets入社	2006年7月	同社コンプライアンス部長
1994年6月	パリバ証券会社東京支店リスクマネジメ ント部長	2008年8月	BNPパリバ銀行東京支店チーフアドミニ ストレイティブオフィサー
1996年6月	パリバグループ東京支店管理本部長	2010年1月	BNPパリバ証券株式会社代表者室長
2000年5月	BNPパリバグループ東京支店総務・人事統 括本部長	2016年1月	認定特定非営利活動法人アースウォッチ・ジ ャパン理事・事務局長（現職）
2002年3月	BNPパリバホールセール・バンキング人事 部長	2020年6月	フィデアホールディングス(株)取締役 (社外)（現職）

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

布井氏を社外取締役候補者とした理由は、BNPパリバグループにおいて、コンプライアンス・人事部門のグローバルヘッドを歴任されたほか、同グループで多様な金融業務を経験されており、また、現在は国際環境NGOの日本法人である認定NPO法人アースウォッチ・ジャパンの理事・事務局長を務められるなど、同氏の海外法人勤務で培ってこられた豊富な経験と高い識見、国際感覚を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、監査委員会委員長やリスク委員会委員として業務執行の妥当性及び効率性等、リスクガバナンスに関する決定や監督等に対し客観的かつ中立的立場で関与していたく予定であります。

■ 特別の利害関係

布井知子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号ひろ せ
10 廣瀬 渉新任 社外 独立員
(1954年9月22日生)所有する当社の普通株式数… 一株
取締役在任年数… 1年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	山形県 入庁	2019年4月	公益財団法人山形県建設技術センター理事 長（現職）
2010年4月	同 商工観光部長	2020年6月	(株)荘内銀行取締役（社外）（現職）
2012年4月	同 企画振興部長	2021年5月	(株)ヤマザワ監査役（社外）（現職）
2014年4月	同 企業管理者		
2016年4月	同 教育委員会教育長		

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

廣瀬氏を社外取締役候補者とした理由は、山形県商工観光部長、企業振興部長、教育委員会教育長を歴任し、2019年から公益財団法人山形県建設技術センター理事長、2020年から株式会社荘内銀行の社外取締役を歴任するなど、山形県行政勤務で培ってこられた豊富な経験、事業者支援における高い識見や行政感覚を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会委員や報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的立場で関与していたく予定であります。

■ 特別の利害関係

廣瀬渉氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号

か い ふ み お
11 甲斐文朗

新任
社外
(1959年6月23日生)

独立
役員

所有する当社の普通株式数…
取締役在任年数……………

一株
一年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	日本銀行 入行	2015年6月	中央労働金庫常勤監事
2007年6月	同行 金融機構局参事役（考査企画担当）	2019年6月	公益財団法人東京財団政策研究所 政策 研究ディレクター（現職）
2008年10月	同行 秋田支店長		
2013年4月	預金保険機構 預金保険部長		

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

甲斐氏を社外取締役候補者とした理由は、日本銀行金融機構局参事役（考査企画担当）、秋田支店長、預金保険機構預金保険部長を歴任されており、その豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、監査委員会委員やリスク委員会委員として業務執行の妥当性及び効率性等、リスクガバナンスに関する決定や監督等に対し客観的かつ中立的立場で関与していただく予定であります。

■ 特別の利害関係

甲斐文朗氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 西堀利氏、小川昭一氏、福田恭一氏、堀裕氏、近野博氏、布井知子氏、廣瀬渉氏及び甲斐文朗氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、西堀利氏、小川昭一氏、福田恭一氏、堀裕氏、近野博氏及び布井知子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を上限としており、各氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。また、廣瀬渉氏及び甲斐文朗氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は40頁に記載の通りであります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 所有する当社の普通株式は、本招集通知及び株主総会参考書類の作成日現在の所有状況に基づき記載しております。
5. 西堀利氏、小川昭一氏、福田恭一氏、堀裕氏、近野博氏及び布井知子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。廣瀬渉氏及び甲斐文朗氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の独立性基準については24頁をご参照ください。

【各取締役候補者のスキルマトリックス】

各取締役候補者が保有するスキルのうち、特に期待する分野は以下の通りであります。

	企業経営	金融	財務・会計	リスクマネジメント	法務・コンプライアンス	事業戦略	地域経済
田尾 祐一	●	●				●	●
伊藤 新	●	●				●	●
富樫 秀雄		●		●			●
西堀 利	●	●	●	●		●	
小川 昭一	●	●				●	
福田 恭一	●	●		●	●		
堀 裕					●		
近野 博			●				
布井 知子		●		●	●		
廣瀬 涉							●
甲斐 文朗		●		●			

※上記一覧表は、候補者が有するすべての知見を表すものではありません。

種類株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

第12期定時株主総会の株主総会参考書類に記載の第1号議案「株式併合の件」の内容と同一であります。

本株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、並びに、2021年6月24日開催予定の第12期定時株主総会及びB種優先株主様による種類株主総会において、本株式併合に関する議案及び第2号議案に係る定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

第12期定時株主総会の株主総会参考書類に記載の第2号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

本定款変更の効力は、第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されること、並びに、2021年6月24日開催予定の第12期定時株主総会及びB種優先株主様による種類株主総会において、本株式併合に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

<ご参考>フィデアグループの「社外取締役の独立性に関する基準」

1. 当グループ関係者

- ① 当グループの業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、過去においても業務執行者ではなかったこと
- ② 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう）、またはその親会社若しくは重要な子会社ではなく、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近5年間においても業務執行者ではなかったこと

2. 取引関係者

- ① 当グループを主要な取引先とする者、またはその親会社若しくは重要な子会社ではなく、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近5年間においても業務執行者ではなかったこと
- ② 当グループの主要な取引先である者、またはその親会社若しくは重要な子会社ではなく、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近5年間においても業務執行者ではなかったこと
- ③ 当グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織の業務執行者ではないこと
- ④ 当グループから取締役を受け入れている会社、またはその親会社若しくは子会社の役員ではないこと

3. 専門的サービス提供者

- ① 現在、当グループの会計監査人または当該監査法人の社員等ではなく、最近5年間において当該社員等として当グループの監査業務を担当したことがないこと
- ② 弁護士やコンサルタント等として、役員報酬以外に当グループから過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと

4. その他

- ① 上記1～3に掲げる者の配偶者または二親等内の親族ではないこと
- ② 当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
- ③ 上記2でいう主要な取引先は、最近3事業年度各年度の連結売上高（当社の場合は、連結経常収益）の2%以上を基準に判定する
- ④ 仮に上記2～4①いずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外取締役候補者とすることができる

以上

第12期 (2020年4月1日から
2021年3月31日まで) 事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、山形県を営業基盤とする株式会社荘内銀行(以下、荘内銀行)と、秋田県を営業基盤とする株式会社北都銀行(以下、北都銀行)の経営統合により2009年10月1日に誕生いたしました。

地域に密着した広域金融グループとして、経営理念「一人ひとりの情熱と知恵と挑戦で、東北を幸せと希望の産地にします。」のもと、一人ひとりを持ち得る最高の知恵を出し合い、情熱と挑戦の姿勢を全員が共有し、地域の新しい価値の創造、持続的な成長に力強く貢献することを目指しています。

主たる子会社のうち、荘内銀行は山形県、秋田県、宮城県、福島県、東京都において、本店ほか支店81か店、出張所5か店、代理店1か店等を拠点とし、また、北都銀行は秋田県、山形県、宮城県、東京都において、本店ほか支店82か店、出張所3か店、代理店1か店等を拠点とし、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務及び社債受託・登録業務を行い、附帯業務として代理業務や証券投資信託、生命保険等の窓口販売業務等を行っております。

② 金融経済環境

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により企業収益が減少し、個人消費が弱含んで推移するなど厳しい状況が続いておりましたが、感染拡大の防止策を講じつつ社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、足もとでは設備投資や生産活動、輸出入に持ち直しの動きがみられます。

また、当社グループの主たる営業エリアである東北地方の経済は、厳しい状況が続いておりましたが、足もとでは、全体としてみれば持ち直し基調にあります。新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資や住宅投資が弱い動きとなり、個人消費は持ち直しの動きが一服しサービス消費などで下押し圧力が強い状況が続いておりますが、公共投資が緩やかに増加し、生産活動の一部に持ち直しの動きがみられます。

③ 企業集団の事業の経過及び成果

当事業年度にスタートした第4次中期経営計画においては、地域経済の発展への貢献、地域における金融仲介機能の発揮、従業員の成長を応援する企業風土確立を目指し、4つの基本方針、a) トップライン収益の強化、b) 経費構造の改革、c) 働きがいのある職場づくり、d) フィデアグループSDGs宣言の実践に取り組むこととしております。

(2020年度の取り組み)

a) トップライン収益の強化

新型コロナウイルスの感染防止を目的とした緊急事態宣言やその後の往来自粛などから、地域経済の厳しい状況が続きましたが、荘内銀行及び北都銀行においては、お取引先のニーズをお伺いしながら手元流動性の確保など資金繰りニーズに積極的に対応しております。そのような中で、山形県及び秋田県における事業性貸出（2行合算）が保証協会保証付制度融資を中心に前年度末比859億円増加しております。また、貸出金利回りの低下を主な要因として引き続き預貸金利息差が減少する一方で、役務取引等利益につきましては、法人個人一体営業を実践し、預かり資産販売手数料のほか、事業承継・M&A、ビジネスマッチングなどに関連した法人手数料の積み上げなどにより増加しております。

b) 経費構造の改革

持株会社と各銀行の投資計画を横断的に再検討し抜本的な見直しを行うなどにより、計画前倒しで経費削減が進んでおります。総人員が減少したことや抜本的な経費削減の取り組み、投資案件の見直しなどにより、経費は前年度比8億91百万円減少いたしました。

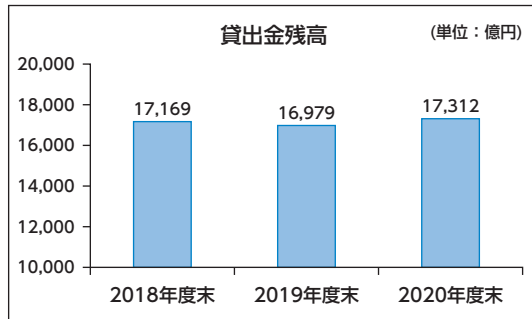
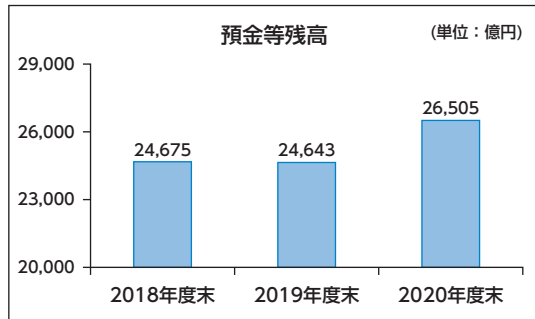
c) 働きがいのある職場づくり

第4次中期経営計画とあわせて夢の銀行づくりプロジェクトをスタートし、ワーク・ライフ・バランスに秀でた特色ある銀行創りに取り組んでいます。お取引先のニーズに寄り添うコンサルティング営業を強化し、そのための人材育成に注力するとともに、E S（従業員満足）追求を起点としたC S（お客さま満足）向上を目指すものです。この一環として、2020年度においては、勤務時の服装自由化、アニバーサリー休暇の導入、テレワーク対象者の拡大、ポストチャレンジ制度の充実、上司と部下のワン・オン・ワンミーティングの導入、副業・兼業制度の導入などを実施いたしました。

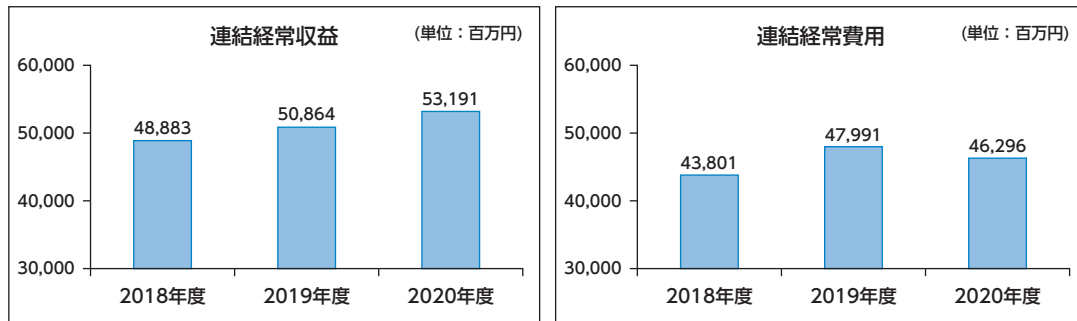
d) SDGs 宣言の実践

フィデアグループは、国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同し、地域課題の解決に向けた取り組みを通じて地域社会の持続的な発展を目指すこと、また、この取り組みを役職員全員が主体的に実践することをフィデアグループSDGs宣言として公表しております。2020年度においては、プラットフォーム型会員専用サイト「荘銀 Big Advance」を活用しての地域企業の成長支援、秋田県内初のCCRC拠点の開業支援、クラウドファンディング（株式会社CAMPFIREなど）を活用した地域イノベーションの支援、提携先（インクグロー株式会社「事業引継ぎ.net」など）のネットワークや高度なソリューションを活用した事業承継支援、人材紹介事業者や高度外国人材仲介事業者などと連携してのお取引先の人材ニーズへの対応などに取り組んでまいりました。

当社グループの当期の連結業績につきましては、譲渡性預金を含む預金等残高は個人預金及び法人預金を中心に前年度末比1,861億円(7.5%)増加し2兆6,505億円となりました。貸出金残高は事業性貸出を中心に前年度末比332億円(1.9%)増加し1兆7,312億円となりました。

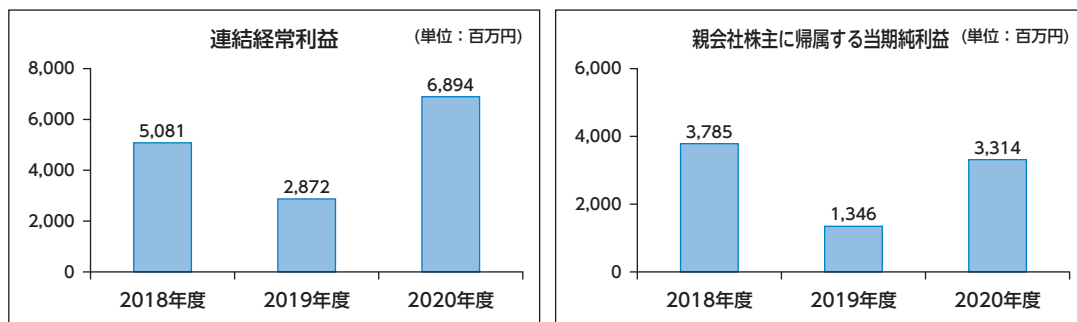


連結経常収益は、有価証券利息配当金を中心に前期比23億27百万円（4.5%）増加し531億91百万円となりました。また、連結経常費用は、営業経費及び株式等売却損を中心に前期比16億94百万円（3.5%）減少し462億96百万円となりました。



2020年度において、顧客部門については、マイナス金利環境の影響により預貸金利息差が引き続き減少したものの、預かり資産関連や法人関連の役務取引等利益の積み上げと経費削減の進展により、与信関係費用を除く顧客部門業務純益（顧客部門粗利益－同経費）が改善しております。また、市場部門は、前年度には、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に金融市場が不安定な状況となり、健全性維持を目的にリスク性資産（株式、REITなど）の大幅なポジション圧縮を積極的に進めたことから、売却損を計上しておりました。今年度は、収益基盤として有価証券ポートフォリオの再構築に取り組みながら、市場環境の変化に応じた機動的、弾力的なポジション伸縮により積極的に収益積み上げを図った結果、有価証券利息配当金や株式等関係損益を中心に市場部門損益が増加しております。

これらを主な要因として、連結経常利益は前期比40億22百万円（140.0%）増加し68億94百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比19億67百万円（146.1%）増加し33億14百万円となりました。



当社は、剰余金の配当の決定機関を取締役会とし、グループの中核事業である銀行業務をはじめとした各種事業の公共性を鑑み、長期的視野に立った経営基盤の確保に努めながら、株主の皆さまに対し安定的な配当を行うことを基本方針としております。公的資金の早期返済を展望しながら業績を踏まえた内部留保の積み上げに努めるとともに、筋肉質な経営体質への転換、安定的な配当の維持に取り組んでまいります。

このような中で、当事業年度の期末配当金につきましては1株当たり3円とし、実施済みの中間配当金とあわせ年間配当金は1株当たり6円といたしました。

また、2021年度の配当につきましても、当事業年度同様1株当たり6円（うち中間配当金3円）を予定しております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。内部留保金の用途につきましては、将来の事業発展及び財務体質の強化のための原資として活用してまいります。

主要な子会社である荘内銀行及び北都銀行の業績は以下のとおりとなりました。

※ 荘内銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高
（損益）

（単位：百万円）	2019年度	2020年度	増減
経常収益	23,922	27,120	3,197
資金利益	15,480	18,645	3,165
役務取引等利益	1,338	1,467	128
経費	13,586	13,041	△544
業務純益	2,536	4,494	1,957
コア業務純益	2,626	7,094	4,467
与信関係費用	965	1,156	190
経常利益	1,173	3,849	2,676
当期純利益	401	1,566	1,164

（主要勘定）

（単位：億円）	2019年度末	2020年度末	増減
貸出金残高	8,592	8,704	112
預金等残高 （譲渡性預金を含む）	12,220	13,084	863
有価証券残高	4,009	3,972	△36

※ 北都銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高
（損益）

（単位：百万円）	2019年度	2020年度	増減
経常収益	23,057	21,650	△1,406
資金利益	13,714	13,500	△213
役務取引等利益	2,218	2,259	41
経費	12,933	12,416	△516
業務純益	2,357	1,607	△750
コア業務純益	2,491	3,199	707
与信関係費用	208	650	442
経常利益	1,230	2,539	1,308
当期純利益	407	1,158	750

（主要勘定）

（単位：億円）	2019年度末	2020年度末	増減
貸出金残高	8,521	8,748	227
預金等残高 （譲渡性預金を含む）	12,473	13,480	1,007
有価証券残高	3,382	3,318	△63

④ 企業集団の対処すべき課題

営業地盤である山形県や秋田県は人口減少や高齢化など構造的な問題を抱え、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響から地域経済の厳しい状況が長期化することが懸念されております。

このような中で、2021年度は、第4次中期経営計画の2年度目として、トップライン収益力の強化と経費構造改革に引き続き取り組んでまいります。新型コロナウイルス対応を含め、地元企業の資金繰り相談に真摯にかつ迅速に対応するとともに、アフターコロナを見据えたコンサルティング営業を徹底し、営業地盤における事業性貸出の拡大並びに預かり資産関連や法人関連などの手数料収益の積み上げを図ってまいります。広域性や専門性を強みに、お取引先に寄り添いそのニーズや課題にお応えするサービスやソリューションをお届けすることで、地域経済の活性化、地方創生に貢献してまいります。

※第4次中期経営計画の概要

当社グループは、2020年度から2022年度までの3年間を計画期間とする第4次中期経営計画により、「お客さまの知恵袋 信頼され相談される銀行」をスローガンに、4つの基本方針、「トップライン収益の強化」「経費構造の改革」「働きがいのある職場づくり」「SDGs宣言の実践」に取り組んでまいります。最終年度である2022年度の目標水準として、顧客部門業務純益の黒字化を前提として、また市場収益基盤の再構築により、連結純利益30億円以上の達成に取り組むとともに、長期的には公的資金返済後の連結自己資本比率9%台を目指してまいります。

目指す姿	<input type="checkbox"/> 地域に密着した「広域金融グループ」として、地域の発展に貢献し続ける <input type="checkbox"/> 将来にわたる安定した健全性を確保し、地域における金融仲介機能を十分に発揮する <input type="checkbox"/> 従業員のモチベーションが上がる、ESが重視される、働きがいがあり従業員の成長をしっかりと応援する風土を実現する
スローガン	お客さまの知恵袋 信頼され相談される銀行
計画期間	3年間（2020年度～2022年度）
基本方針	① トップライン収益の強化 ▶ 県内事業性貸出基盤の拡大とこれを梃にした役務収益力の強化 ▶ 市場収益基盤の再構築 ② 経費構造の改革 ▶ 営業地域における選択と集中を通じたエリア戦略の継続的な見直しと営業店事務人員の効率化 ▶ 両行業務の完全一本化を通じた聖域なき経費削減 ③ 働きがいのある職場づくり ▶ 従業員が能力を最大限に発揮できる魅力ある職場環境づくり ④ SDGs/ESGへの取り組み ▶ フィデアグループ「SDGs宣言の実践」
目標指標	<input type="checkbox"/> 最終年度である2022年度の目標水準 親会社株主に帰属する当期純利益30億円以上 その前提として「顧客部門業務純益 ^(*) 」の黒字化 ※ 長期的な目線として、公的資金返済後の連結自己資本比率9%台 <small>顧客部門業務純益＝顧客部門における粗利益－同経費</small>

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	51,026	48,883	50,864	53,191
経常利益	6,589	5,081	2,872	6,894
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,281	3,785	1,346	3,314
包括利益	5,004	4,957	△6,505	9,475
純資産額	115,756	119,508	111,800	120,073
総資産	2,761,970	2,731,298	2,714,985	3,221,460

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
営業収益	2,941	4,726	3,308	2,607
受取配当額	1,203	2,852	1,201	1,202
銀行業を営む子会社	1,203	1,201	1,201	1,202
その他の子会社	—	1,650	—	—
当期純利益	1,252	2,960	1,523	1,250
1株当たり当期純利益	6 ^円 28 ^銭	15 ^円 69 ^銭	7 ^円 76 ^銭	6 ^円 26 ^銭
総資産	73,241	75,055	73,384	73,342
銀行業を営む子会社株式等	67,488	67,488	67,488	67,488
その他の子会社株式等	4,208	5,870	4,602	4,602

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況 (2021年3月31日現在)

	当年度末	
	銀行業	その他
使用人数	1,501人	161人

(注) 使用人数には、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況 (2021年3月31日現在)

イ 銀行業
(株)荘内銀行

	当年度末	
	店	うち出張所
山形県	65	(4)
宮城県	15	(1)
秋田県	1	(—)
福島県	2	(—)
東京都	4	(—)
合計	87	(5)

(注) 1. ブランチ・イン・ブランチ方式（1つの店舗内で複数の支店が営業する方式）による統合店を除くと、本支店・出張所数は49か店です。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を76か所設置しております。

(株)北都銀行

	当年度末	
	店	うち出張所
秋田県	83	(3)
山形県	1	(—)
宮城県	1	(—)
東京都	1	(—)
合計	86	(3)

(注) 1. ブランチ・イン・ブランチ方式（1つの店舗内で複数の支店が営業する方式）による統合店を除くと、本支店・出張所数は51か店です。
2. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を1か所、店舗外現金自動設備を100か所設置しております。

ロ その他

(株)荘内銀行及び(株)北都銀行以外の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況」をご参照下さい。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他	合計
設備投資の総額	1,674	11	1,686

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(新設・拡充・改修)

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	(株)北都銀行	鷹巣支店 新築移転	177
		秋田駅前支店 新築移転	161

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況（2021年3月31日現在）

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
(株) 荘内銀行	山形県 鶴岡市	銀行業	百万円 8,500	100.00%	—
(株) 北都銀行	秋田県 秋田市	銀行業	12,500	100.00	—
フィデアカード(株)	秋田県 秋田市	クレジットカード業 信用保証業 顧客会員へのサービス業務	50	100.00	—
フィデアリース(株)	山形県 山形市	リース業	50	100.00	—
(株)フィデア情報総研	秋田県 秋田市	システム開発業 調査研究業 情報サービス業	50	87.75	—
(株)フィデアキャピタル	山形県 山形市	投資業等	80	50.00	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を、当社が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率欄は、当社保有割合及び子会社等が有する間接保有割合の合計を記載しております。

(7) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
(株)荘内銀行	10,460百万円	一株	—%
(株)北都銀行	500百万円	一株	—%

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼 職	その他
田 尾 祐 一	取締役兼代表執行役社長 最高経営責任者（CEO）	(株)荘内銀行代表取締役 頭取	
伊 藤 新	取締役	(株)北都銀行代表取締役 頭取	
塩 田 敬 二	取締役 監査委員会委員長（常勤）		監査委員会委員（委員長） として財務及び会計に關する 相当程度の知見を有して いる。
西 堀 利	取締役（社外取締役）兼 取締役会議長 指名委員会委員長 報酬委員会委員	(株)荘内銀行取締役 (株)北都銀行取締役	
小 川 昭 一	取締役（社外取締役） 監査委員会委員		監査委員会委員として財務 及び会計に關する相当程度 の知見を有している。
福 田 恭 一	取締役（社外取締役） 指名委員会委員 報酬委員会委員長	(株)荘内銀行取締役	
堀 裕	取締役（社外取締役） 指名委員会委員 報酬委員会委員	堀総合法律事務所 弁護士	
佐 藤 裕 之	取締役（社外取締役） 指名委員会委員 報酬委員会委員	(株)北都銀行取締役 羽後設備(株) 代表取締役社長 (株)ウェンティ・ジャパン 代表取締役社長	
近 野 博	取締役（社外取締役） 監査委員会委員	近野博公認会計士事務所 公認会計士	監査委員会委員として財務 及び会計に關する相当程度 の知見を有している。
布 井 知 子	取締役（社外取締役） 監査委員会委員	認定特定非営利活動法人 アースウォッチ・ジャパン 理事・事務局長	監査委員会委員として財務 及び会計に關する相当程度 の知見を有している。
宮 下 典 夫	執行役副社長 最高財務責任者（CFO） 最高ICT・システム責任者 （CTO）		
原 田 儀一郎	執行役副社長 最高コンプライアンス責任者 （CCO）	(株)荘内銀行取締役副頭取 執行役員	
富 樫 秀 雄	専務執行役	(株)荘内銀行取締役 専務執行役員	
松 田 卓	専務執行役 最高投資責任者（CIO）	(株)北都銀行取締役 専務執行役員	
鈴 木 昭	常務執行役		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
新野 正博	常務執行役 最高マーケティング責任者 (CMO)		
工藤 仁	執行役		
嵯峨 修	執行役		
小野山 公彦	執行役 最高リスク管理責任者 (CRO)		

- (注) 1. 取締役の西堀利、小川昭一、福田恭一、堀裕、佐藤裕之、近野博及び布井知子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の西堀利、小川昭一、福田恭一、堀裕、近野博及び布井知子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 取締役塩田敬二氏は、常勤の監査委員会委員であります。常勤の監査委員会委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査委員会による監査の実効性を高めるためであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等			
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	10	93	93	—	—
執行役	9	117	117	—	—
計	19	210	210	—	—

- (注) 1. 年度末現在の人員数は取締役10名、執行役10名であります。なお、上記取締役の支給人数には「無報酬の取締役1名」、「年度内に退任した取締役1名」、「年度内に退任した無報酬の取締役1名」及び「年度内に就任した取締役2名」を含んでおります。また、上記執行役の支給人員との相違は、執行役を兼務している取締役が1名存在していることによるものであります。
2. 業績連動報酬等には役員賞与が該当しますが、2020年度は2019年度業績を勘案し支給を見送っております。なお、2021年度は、2020年度業績が前年度より改善し、また2020年度中に発表しました業績予想またはその修正をいずれも上回っていることから、支給を検討しております。
3. 当社は「フィデアグループ取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針」を定めております。その概要等は次のとおりであります。
- 【当該方針の概要及び決定の方法】
- ① 報酬委員会は、当社定時株主総会並びに同日開催の当社取締役会において決定される当社の役員改選に合わせて毎年6月に開催し、当社役員の個人別の報酬等の内容を決定する。

- ② 報酬委員会は、上記①とともに、荘内銀行及び北都銀行の定時株主総会並びに同日開催予定のそれぞれの取締役会において決定される役員改選に合わせて毎年6月に開催し、各行取締役の個人別の報酬等の内容を審議し、意見の提言を行う。荘内銀行及び北都銀行は、それぞれの株主総会の決議及び当社報酬委員会の意見の内容を受けて、それぞれの取締役会において、それぞれの代表取締役頭取に各行取締役の個人別の報酬等の内容の決定を一任する決議を行う。各代表取締役頭取は、それぞれの取締役会で、各行取締役の個人別報酬等の内容を決定する。
- ③ 前項に関わらず、当社は必要に応じて報酬委員会を開催し、当社役員の個人別の報酬等の内容を決定及び各行取締役の個人別の報酬等の内容を審議し、荘内銀行及び北都銀行に対して意見の提言を行うことができる。役員の個人別の報酬月額は、報酬委員会規程に基づき、報酬委員会における公正厳格な協議により決定する。
- ④ 当社役員及び各行取締役の個人別の報酬月額については、報酬委員会規程に基づき、報酬委員会における公正厳格な協議により決定し、または意見の提言を行う。
- ⑤ 当方針の改廃は報酬委員会が行い、当社並びに荘内銀行及び北都銀行の取締役会に報告する。

【当該方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

当社では、取締役および執行役の個人別報酬等決定に関し、以下の報酬委員会を開催し決定しました。その内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(個人別の報酬等決定に係る報酬委員会の開催内容)

2020年6月23日開催（報酬委員会）

議題 役員個人の報酬に関する件

内容 当該事業年度に担う経営責任、直前期業績に顕在する貢献等を総合的に勘案し、個人別報酬等を決定

(3) 責任限定契約

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。本契約に基づき、社外取締役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を上限として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任を超える部分については、免責するものとしております。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社取締役及び執行役員	<p>当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社並びに子会社である荘内銀行及び北都銀行のすべての取締役、執行役員及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の業務上の行為に起因する損害賠償金及び争訟によって生じた損害が填補されることとなります。</p> <p>ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または違法に便宜供与を得た場合、犯罪行為に起因する等の場合には填補の対象外としております。</p>
株式会社荘内銀行 取締役及び執行役員	
株式会社北都銀行 取締役及び執行役員	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
堀 裕	堀総合法律事務所 弁護士
佐藤 裕之	羽後設備株式会社 代表取締役社長 株式会社ウェンティ・ジャパン 代表取締役社長
近野 博	近野博公認会計士事務所 公認会計士
布井 知子	認定特定非営利活動法人 アースウォッチ・ジャパン 理事・事務局長

- (注) 1. 他の法人等の重要な兼職の状況については、当社の完全子会社を除き記載しております。
2. 社外取締役堀裕氏は堀総合法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所並びに同氏との間には特別の関係はありません。
3. 社外取締役佐藤裕之氏は羽後設備株式会社の代表を兼務しております。なお、当社と同社並びに同氏との間には特別の関係はありません。
4. 社外取締役佐藤裕之氏は株式会社ウェンティ・ジャパンの代表を兼務しております。なお、当社と同社並びに同氏との間には特別の関係はありません。
5. 社外取締役近野博氏は近野博公認会計士事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所並びに同氏との間には特別の関係はありません。
6. 社外取締役布井知子氏は認定特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパンの事務局長を兼務しております。なお、当社と同法人並びに同氏との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び各委員会への出席状況				
		取締役会	指名委員会	監査委員会	報酬委員会	リスク委員会
西堀利	5年9か月	10/10回 (100%)	5/5回 (100%)	—	3/3回 (100%)	4/4回 (100%)
小川昭一	4年9か月	10/10回 (100%)	—	9/9回 (100%)	—	—
福田恭一	4年9か月	9/10回 (90%)	4/5回 (80%)	1/1回 (100%)	2/3回 (66%)	4/4回 (100%)
堀裕	4年9か月	10/10回 (100%)	5/5回 (100%)	—	3/3回 (100%)	—
佐藤裕之	3年9か月	9/10回 (90%)	5/5回 (100%)	—	3/3回 (100%)	—
近野博	9か月	9/9回 (100%)	—	8/8回 (100%)	—	—
布井知子	9か月	9/9回 (100%)	—	8/8回 (100%)	—	4/4回 (100%)

氏名	取締役会・監査委員会における発言その他の活動状況
西堀利	金融業界における経営者としての経験を踏まえ、経営の監督と企業の持続的成長を促す助言など社外取締役求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会や執行部門との対話を通じて、中長期的な企業価値向上や意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。
小川昭一	金融業界における経営者としての経験を踏まえ、経営の監督と企業の持続的成長を促す助言など社外取締役求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。
福田恭一	金融業界における長年の経験を踏まえ、経営の監督と企業の持続的成長を促す助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。
堀裕	弁護士としての長年の経験を踏まえ、ガバナンス関連を中心とした経営の監督など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。
佐藤裕之	秋田県の企業経営者としての長年の経験を踏まえ、経営の監督と企業の持続的成長を促す助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。

氏名	取締役会・監査委員会における発言その他の活動状況
近野 博	公認会計士としての長年の経験、上場企業の社外監査役としての経験を踏まえ、財務・会計面を中心とした経営の監督など社外取締役求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。
布井 知子	金融業界における長年の経験を踏まえ、コンプライアンス・リスクマネジメントを中心とした経営の監督など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。

- (注) 1. 社外取締役福田恭一氏は2020年4月1日から2020年6月23日まで監査委員会委員を兼務しており、在任中における監査委員会の開催回数は1回であります。また、社外取締役近野博氏及び布井知子氏は2020年6月23日に当社取締役に就任し、在任中における取締役会の開催回数は9回、監査委員会の開催回数は8回であります。
2. 緊急事態宣言の発出に伴い、上記の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議を3回、監査委員会は書面決議を1回行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8	58	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

(単位：千株)

種 類	発行可能株式総数	発行済株式の総数
普通株式	560,000	181,421
A種優先株式	20,206	—
B種優先株式	70,000	25,000
計	650,206	206,421

(2) 当年度末株主数

種 類	株 主 数
普通株式	26,877名
B種優先株式	1
計	26,878

(3) 大株主

イ 普通株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,322千株	7.34%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,256	3.49
フィデアホールディングス従業員持株会	4,739	2.61
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	3,232	1.78
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	2,891	1.59
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	2,602	1.43
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	2,231	1.23
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	2,209	1.21
株式会社日本カストディ銀行(信託口2)	2,188	1.20
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,942	1.07

(注) 持株比率は、自己株式(31,724株)を控除して計算しております。

ロ B種優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	25,000千株	100.00%

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 田中宏和 指定有限責任社員 久保暢子 指定有限責任社員 日下部恵美	18	—

- (注) 1. 監査委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人及び社内関係部門からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間及び監査内容などを確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は105百万円です。

(2) 責任限定契約

当社は会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結していません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

- イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。
- また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。
- ロ 当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、当社の重要な子会社である株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行の会計監査人を務めております。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、グループの中核事業である銀行業務をはじめとした各種事業の公共性を鑑み、長期的視野に立った経営基盤の確保に努めながら、株主の皆さまに対し安定的な配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当等の決定機関は取締役会であり、公的資金の早期返済を展望しながら業績を踏まえた内部留保の積み上げに努めるとともに、筋肉質な経営体質への転換、安定的な配当の維持に取り組んでまいります。

(2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	612,331	預 金	2,593,356
買入金銭債権	3,775	譲渡性預金	57,152
商品有価証券	553	債券貸借取引受入担保金	75,999
金銭の信託	47,358	借 用 金	323,700
有 価 証 券	729,245	外 国 為 替	16
貸 出 金	1,731,224	そ の 他 負 債	26,554
外 国 為 替	1,604	役 員 賞 与 引 当 金	30
リース債権及びリース投資資産	4,249	退 職 給 付 に 係 る 負 債	614
そ の 他 資 産	56,553	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	239
有 形 固 定 資 産	24,167	偶 発 損 失 引 当 金	443
建 物	13,502	繰 延 税 金 負 債	3,424
土 地	8,558	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	454
リ ー ス 資 産	41	支 払 承 諾	19,401
建 設 仮 勘 定	237	負債の部合計	3,101,387
その他の有形固定資産	1,827	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	2,516	資 本 金	18,000
ソ フ ト ウ ェ ア	2,288	資 本 剰 余 金	29,197
の れ ん	74	利 益 剰 余 金	53,564
その他の無形固定資産	153	自 己 株 式	△6
退 職 給 付 に 係 る 資 産	734	株 主 資 本 合 計	100,756
繰 延 税 金 資 産	1,293	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,255
支 払 承 諾 見 返	19,401	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△387
貸 倒 引 当 金	△13,549	土 地 再 評 価 差 額 金	1,000
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	154
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	19,023
		非 支 配 株 主 持 分	293
		純資産の部合計	120,073
資産の部合計	3,221,460	負債及び純資産の部合計	3,221,460

(自 2020年 4月 1日) 連結損益計算書
(至 2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		53,191
資	金 運 用 収 益	32,574	
	貸 出 金 利 息	19,477	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	12,961	
	コールローン利息及び買入手形利息	△13	
	預 け 金 利 息	139	
	そ の 他 の 受 入 利 息	10	
役	務 取 引 等 収 益	8,328	
そ	の 他 業 収 益	7,737	
そ	の 他 経 常 収 益	4,550	
	債 却 債 権 取 立 益	57	
	そ の 他 の 経 常 収 益	4,493	
経	常 費 用		46,296
資	金 調 達 費 用	498	
	預 金 利 息	357	
	譲 渡 性 預 金 利 息	9	
	コールマネー利息及び売渡手形利息	71	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	52	
	借 用 金 利 息	0	
	そ の 他 の 支 払 利 息	7	
役	務 取 引 等 費 用	3,615	
そ	の 他 業 務 費 用	11,222	
営	業 経 常 費 用	26,781	
そ	の 他 経 常 費 用	4,178	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,755	
	そ の 他 の 経 常 費 用	2,423	
経	特 常 別 利 益		6,894
特	補 定 助 資 産 処 分 益	136	141
	補 助 金 取 入	5	
	特 別 損 失		1,721
	固 定 資 産 処 分 損 失	824	
	減 損 損 失	891	
	固 定 資 産 圧 縮 損 失	5	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,314
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,913	
法	人 税 等 調 整 額	84	
法	人 税 等 合 計 益		1,998
当	期 純 利 益		3,315
非	支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1
親	会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,314

第12期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	500	短期借入金	10,960
前払費用	12	未払配当金	33
未収収益	0	未払法人税等	24
未収還付法人税等	247	前受収益	4
その他	108	未払費用	17
流動資産合計	869	役員賞与引当金	10
固 定 資 産		その他	12
有 形 固 定 資 産		流動負債合計	11,061
建物	59	固 定 負 債	
車両運搬具	2	退職給付引当金	18
工具、器具及び備品	14	固定負債合計	18
その他の有形固定資産	38	負債の部合計	11,079
有形固定資産合計	114	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産		株 主 資 本	
ソフトウェア	138	資 本 金	18,000
無形固定資産合計	138	資 本 剰 余 金	
投資その他の資産		資 本 準 備 金	11,735
関係会社株式	72,090	その他資本剰余金	29,019
繰延税金資産	20	資本剰余金合計	40,755
その他	109	利 益 剰 余 金	
投資その他の資産合計	72,220	その他利益剰余金	
固 定 資 産 合 計	72,473	繰越利益剰余金	3,513
		利益剰余金合計	3,513
		自 己 株 式	△6
		株 主 資 本 合 計	62,262
		純資産の部合計	62,262
資産の部合計	73,342	負債及び純資産の部合計	73,342

第12期（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日）損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
関係会社受取配当金	1,202
関係会社受入手数料	1,405
<u>営 業 収 益 合 計</u>	<u>2,607</u>
営 業 費 用	
販売費及び一般管理費	1,289
<u>営 業 費 用 合 計</u>	<u>1,289</u>
営 業 利 益	1,317
営 業 外 収 益	
受取利息	0
土地建物賃貸料	43
機械賃貸料	26
雑収入	9
<u>営 業 外 収 益 合 計</u>	<u>80</u>
営 業 外 費 用	
支払利息	109
雑損失	0
<u>営 業 外 費 用 合 計</u>	<u>110</u>
経 常 利 益	1,287
税 引 前 当 期 純 利 益	1,287
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	18
法 人 税 等 調 整 額	18
法 人 税 等 合 計	<u>36</u>
当 期 純 利 益	<u>1,250</u>

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

フィデアホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中宏和	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保暢子	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部恵美	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィデアホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

フィデアホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中宏和	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保暢子	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部恵美	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィデアホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第12期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会および経営会議その他重要な会議に出席し、取締役および執行役からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の各業務部門において業務および財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役、執行役および監査等委員等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

フィデアホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員（常勤） 塩 田 敬 二 ㊟

監査委員（社外） 小 川 昭 一 ㊟

監査委員（社外） 近 野 博 ㊟

監査委員（社外） 布 井 知 子 ㊟

(注) 監査委員小川昭一、近野博および布井知子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

◎単元未満株式の買増制度・買取制度のご案内

単元未満株式は、そのままでは市場での売買ができません。

当社には、単元未満株式を所有される株主さま向けに、単元株式数（100株の倍数）になるよう市場価格にて買い増しいただける「買増制度」、単元未満株式の市場価格での買い取りを請求いただける「買取制度」がございます。

買取
請求

100株未満の株式を、当社に対して市場価格で売却できる制度です。

45株

当社に市場価格で売却



現金化

買増
請求

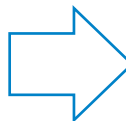
100株（単元株）に不足する数の株式を、当社から市場価格で購入し、単元株にすることができる制度です。

（例）45株を保有の場合、55株を買い増して、100株とすることが出来ます。

45株

+

55株



当社から、市場価格で購入

100株
(単元株式)

（お手続き方法）

- ❑ 証券会社等で単元未満株式をご所有の株主さま
お取引のある証券会社等にお申し出ください。
- ❑ 特別口座で単元未満株式をご所有の株主さま
株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社にお申し出ください
フリーダイヤル 0120-288-324（土、日、祝日を除く9:00～17:00）

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

中継会場ご案内図

中継会場に
ご来場の
株主様へ

中継会場は株主総会の会場ではございません。鶴岡市の本株主総会会場の模様を映像でご覧いただけます。鶴岡会場と異なり、ご質問、賛否等株主権のご行使はできません。

昨年より、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただきます。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

中継会場

日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
場所 仙台中継会場、山形中継会場、秋田中継会場

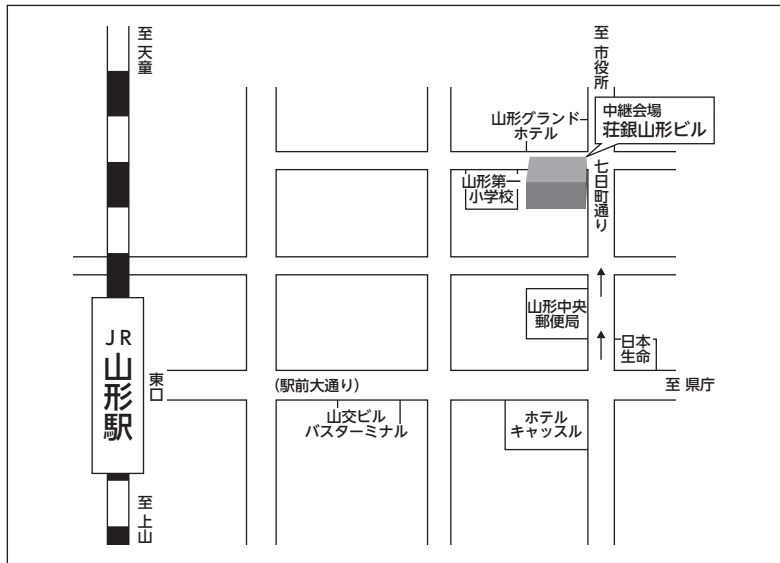
仙台中継会場



宮城県仙台市青葉区中央
三丁目1番24号
荘銀ビル8階
当社本社会議室

◎当ビルの1階は荘内銀行仙台支店です。

山形中継会場



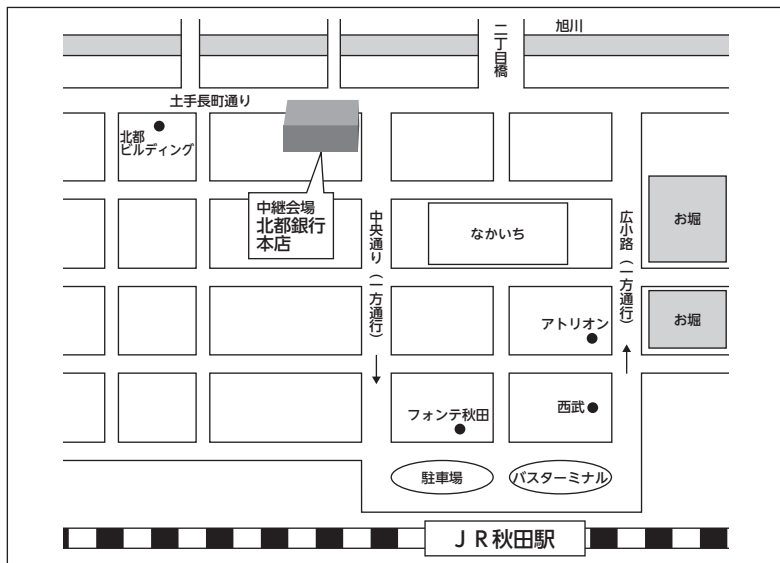
山形県山形市本町

一丁目4番21号

**荘銀山形ビル5階
荘内銀行会議室**

昨年より、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただいております。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

秋田中継会場



秋田県秋田市中通

三丁目1番41号

**北都銀行本店
本館4階大会議室**

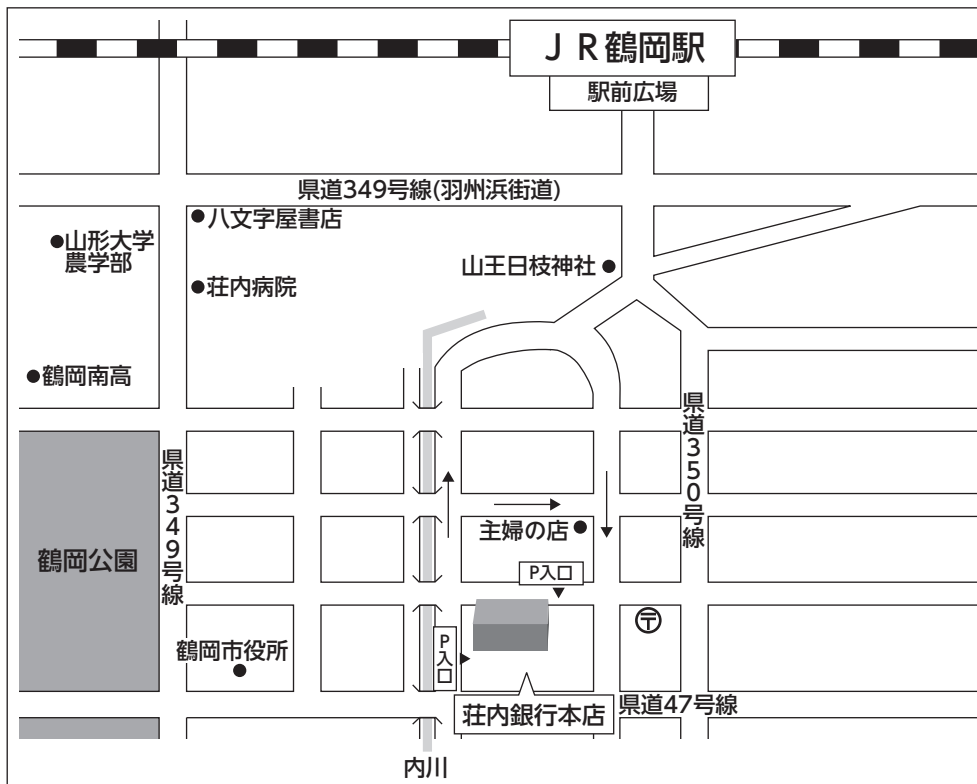
昨年より、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただいております。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

本株主総会 会場ご案内図

本株主総会
会場

山形県鶴岡市本町一丁目9番7号
荘内銀行 本店
荘銀本店ホール
TEL 0235-22-5211

株主総会会場
荘内銀行本店



◎駐車場のスペースに限りがございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

昨年より、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただいております。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止へ向けた本株主総会における当社の対応につきまして、5頁に記載しておりますので、株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。